

申告はお早めに！

# 所得税と町・県民税の申告について

申告期間は2月16日(水)～3月15日(火)

今年も所得税と町・県民税の申告が近づいてきました。期限

近くになりますと大変混雑しますのでお早めに申告を済ませて

ください。  
なお、町で受付できる申告は、簡易な確定申告(申告書A)と町・県民税になります。

## 所得税

《所得税の確定申告》

次のいずれかに該当する方は確定申告が必要になります。  
事業所得や不動産所得などがある方で平成16年中の所得金額の合計額が、扶養控除などの各種所得控除の合計額を超える方  
給与所得者で次のいずれかに該当する方

- ・平成16年中の給与収入が2,000万円を超える方
- ・給与以外の所得が20万円を超える方
- ・2力所以上から給与の支払いを受けている方
- ・不動産やゴルフ会員権などの

資産を売った方

《所得税の還付》

次のいずれかに該当する方は、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金が申告することにより戻ることがあります。

平成16年中に中途退職した後再就職しなかった方で年末調整を受けなかった方  
給与所得者等で雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅借入金(取得)等特別控除などを

受けることができる方  
平成16年分の所得が少ない方で総合課税の配当所得や原稿料などがある方  
予定納税をしている方で、確定申告の必要がなくなった方  
なお、確定申告が不要な場合でも、町・県民税の申告は必要になります。

## 町・県民税(住民税)

平成17年1月1日現在、大磯町に住んでいる方で、次のいずれかに該当する方は申告が必要

になります。

ただし、所得税の確定申告をされた方は、町・県民税の申告をする必要はありません。

勤務先から町に給与支払報告書が提出されていない方  
給与所得以外に他の所得【利子・配当・不動産・雑所得(年金など)】がある方

2力所以上から給与の支払いを受けているが、確定申告をする必要がない方  
給与所得者で平成16年中に退職し、再就職していない方

町外に居住する人の扶養親族になつて  
雑損控除・医療費控除や寄付金控除を受けようとする方  
税法上の扶養親族になつていない方

国民健康保険の被保険者の人は所得がない場合でも申告が必要になります。(前年、国民健康保険料の簡易申告を行った方で課税資料の提出がない方も申告が必要です。)

各種申告は、町・県民税を計算する基礎資料となるばかりでなく、国民健康保険料の算定や福祉年金・児童手当等の給付資料にもなります。

なお、申告または課税資料の提出がない場合には、所得証明書や課税(非課税)証明書等の発行ができませんので、ご注意ください。

## 申告相談日程表

| 相談等               | 月日                                 | 場所              | 時間                        | 備考  |
|-------------------|------------------------------------|-----------------|---------------------------|---|
| 税理士会による確定申告無料相談   | 2月16日(水)<br>2月18日(金)               | 保健センター<br>2階研修室 | 9:30~12:00<br>13:00~15:30 | 左記の申告会場では、簡易な確定申告及び町県民税の受付相談となります。<br>住宅借入金控除・各種譲渡所得・損失の繰越・青色申告等の方は、直接税務署へ申告してください。 |
|                   | 2月21日(月)<br>2月23日(水)               | 役場4階<br>第1会議室   |                           |   |
| 町職員による大磯町役場での申告受付 | 2月16日(水)<br>3月15日(火)<br>(土、日曜日は除く) | 役場4階<br>第1会議室   | 9:00~12:00<br>13:00~16:30 | なお、申告書を提出をされるだけの方(相談及び内容の確認を必要としない場合)については、8:30~17:00で受付いたします。                      |
| 国府支所での申告受付        | 3月3日(木)                            | 国府支所<br>2階会議室   | 9:00~12:00<br>13:00~16:00 |   |

## 申告の受付・相談

所得税の確定申告は、平塚税務署で、町・県民税の申告は役場・国府支所で受け付けます。日程等は、申告相談日程表をご覧ください。

また、申告は郵送でも受け付けられています。確定申告書は平塚税務署へ、町・県民税申告書は、税務課へ送付してください。郵送時は添付書類を忘れずに同封してください。  
申告書の控えが必要な方は、控えに必要事項を記入のうえ、

来場者の状況により受付を締め切る場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、お車でのご来場はご遠慮ください。